

## 質問回答書

No	資料名	頁	項番号	質問内容	回答
A-01	プロポーザル実施要領	3	2 (4)	基本構想にて、敷地の西側には「産業交流施設や商業施設等が整備予定」とありますが、敷地の南北側や駅を挟んだ東側にも整備方針ありましたらご教示ください。	追加配布する補足資料C2（ページ番号10）「下野上地区復興拠点 土地利用計画図」を確認ください。
A-02	大熊町社会教育複合施設基本構想	72		大野駅西口前の産業交流施設、商業施設、他の施設の現行配置計画等の資料を頂きたい。	現時点では開示できる資料はありません。
A-03	プロポーザル実施要領	3	2 (4)	主な接道は敷地西側と南側の一部で敷地東側は接道していないと考えてよろしいでしょうか。	結構です。
A-04	プロポーザル実施要領	3	2 (4)	施設規模について、必要駐車台数をご教示ください。	本提案に当たっては、50台としてください。計画上是50台としておりますが、周辺環境および配置計画を踏まえ、計画・設計段階にて適正な駐車台数を決定していく予定です。
A-05	プロポーザル実施要領	3	2 (4)	周辺施設との駐車場連携の想定がありましたらご教示ください。	対象地北側駐車場等の一部周辺駐車場との連携は可能と想定して結構です。周辺駐車場の詳細は、追加配布する補足資料C3を確認ください。ただし、補足資料C3については、現時点での計画であり、今後の検討・整備の過程で変更となることがあります。
A-06	プロポーザル 実施要領	4	4(1)⑪	福島県～新潟県及び関東 1 都6県に本社、支社あるいは支店等を有していること。となっておりますが、この意味は福島県～新潟県と関東 1 都6県のどちらかに支社あるいは支店等を有していればよい。と理解しております。弊社は東京都のみに本社を有しておりますので、参加資格を有していると理解しております。よろしいでしょうか。	ご理解の通り、貴社は参加資格(1)⑪を有しております。

No	資料名	頁	項番号	質問内容	回答
A-07	業務実績調書	-	-	※注1 履行実績【参加資格要件】について、「1棟の延床面積2,000㎡以上」の複合用途公共建築物とあるが、屋根のある広場を挟んで向かい合うように配置されているものは、1棟とみなされるか？ちなみに、向かい合う建物は、構造上は別棟扱い、電気設備上は一体建物である。	一棟とはエキスパンションジョイントで接続されている場合を含め、一体の構造となっている建築物とします。
A-08	プロポーザル 実施要領	4	4(1)⑬	実績として、「図書館または博物館」とありますが、博物館の類似施設としての「美術館」の実績は実績として認められますでしょうか。	博物館とは、博物館法に基づく登録博物館または指定施設（旧：博物館相当施設）のうち、水族館、動植物園を除くものとします。よって、登録博物館または指定施設となっている美術館の実績は、博物館の実績として認められます。また、上記以外の施設においても、博物館法第2条第1項の目的を達成する機能が登録博物館または指定施設と同等と認められる施設は、個別に判断し実績に加味いたします。 なお、個別判断となる博物館実績を様式5に記載する場合は、下記回答（A-22）をご確認ください。
A-09	業務実績調書	-	-	※注2 履行実績【類似実績業務】について、「図書館」、「博物館」、「公民館等」とあるが、美術館は該当するか？	博物館の定義については上記回答（A-08）を確認ください。
A-10	実施要領	4	4(1)⑬	附属の図書館・美術館棟(棟の床面積約3,200㎡)を含む公立の美術大学(延床面積約37,000㎡)の新築に係わる基本・実施設計業務実績は、4(1)⑬の参加資格要件を満たすと考えてよろしいでしょうか。また、満たす場合、その実績は実施要領【別表】評価基準(1)業務実績において、「1棟の延床面積が2,000㎡以上の、図書館・博物館・公民館等の3つの機能のうち2つの機能を有する複合用途公共建築物の類似業務実績」と見なされますでしょうか。	図書館の定義については下記回答（A-11）を確認ください。 博物館の定義については上記回答（A-08）を確認ください。
A-11	業務実績調書	-	-	※注1 履行実績【参加資格要件】について、「図書館または博物館のどちらか1つの機能を有する複合用途公共建築物」とあるが、ライブラリーを備えた情報交流センターを含む複合用途公共建築物は該当するか？	図書館は、図書館法第2条第1項、第2項による地方自治体が設置する公立図書館を指し、図書館法の規定を前提とし、同法第10条に定める設置条例に基づき、図書、雑誌・新聞、パンフレット、視聴覚資料、電磁的記録等の図書館資料を、司書等の専門的職員が中心となって、収集・整理・保存し、閲覧・貸出・複写・レファレンスサービス等によって提供する施設とします。

No	資料名	頁	項番号	質問内容	回答
A-12	業務実績調書	-	-	※注2 履行実績【類似実績業務】について、「図書館・博物館・公民館等の3つの機能を有する複合用途公共建築物」とあるが、ライブラリーを備えた情報交流センター・ギャラリー・多目的集会室、ホール等による複合施設は該当するか？	博物館の定義については上記回答（A-08）を確認ください。 図書館の定義については上記回答（A-11）を確認ください。 公民館等の定義については下記回答（A-13）を確認ください。
A-13	実施要領	-	-	「公民館等」の具体的な詳細定義について、ご教示ください。	公民館等とは、公民館または公民館類似施設を指します。 公民館とは、社会教育法第21条の規定に基づき設置された公民館です。 公民館類似施設とは、社会教育法第42条に規定する公民館に類似する施設であり、本件では、公民館類似施設のうち、市町村が条例で設置した施設（コミュニティセンター、生涯学習センター、文化会館等を含む）で、かつ、社会教育法第22条に規定される公民館事業の実施が確認されるものとしてします。
A-14	実施要領	5	4-(1) ⑰	協力事務所は、複数の応募者の協力事務所であっても良いか？（協力事務所の重複）	協力事務所の重複は可とします。
A-15	実施要領	5	4 (1) ⑰	4（1）⑰に「構造担当主任技術者、電気担当主任技術者、機械設備担当主任技術者は協力事務所からの配置を認める。」との記述がありますが、協力事務所が他の参加者と重複してもよろしいでしょうか。	協力事務所の重複は可とします。
A-16	実施要領	p.7	5(4)	技術提案書内において、参加者が判別できるような名称等（会社名や実績施設名称、写真等）を記載しても問題ないでしょうか。	問題ありません。
A-17	様式集	20	様式13	技術提案書の各ページには整理番号の他に、参加者の記名を行ってもよいでしょうか。	様式13の整理番号欄に整理番号に続けて参加者名の記載をお願いします。
A-18	公募型プロポーザル実施要領	7	5(3)、(4)	「ウ 提出方法」に「電子メール及び郵送とする。」とありますが、電子メールと郵送の両方で提出すると理解してよろしいですか。	ご理解の通りです。 電子メールにてPDFデータを提出し、原本・副本は郵送にて提出ください。原本・副本の必要部数は様式集を参照ください。

No	資料名	頁	項番号	質問内容	回答
A-19	公募型プロポーザル実施要領	7	5(4)	「ウ 提出方法」に「持参時には予め提出日時の連絡を実施すること。」とありますが、持参での提出も可能でしょうか。	持参での提出は不可としています。 「電子メールの場合には受信確認、郵送の場合には提出意思の連絡、持参時には予め提出日時の連絡を実施すること。（提出期間内必着）」は「電子メールによる提出時には受信確認の連絡を実施すること。」へ読み替えてください。
A-20	プロポーザル実施要領	9	6（3）	プレゼンテーション、ヒアリング、二次審査は公開でしょうか？非公開でしょうか？	非公開です。
A-21	実施要領	9	6(3)オ	パワーポイント等を含め動画は宜しいでしょうか、ご教示ください。	プレゼンテーションにおいて動画を再生することは禁止します。（パワーポイントのアニメーション機能の使用は可能です。）
A-22	様式5	12	1. 2.	1.【参加資格要件】は参加資格の確認のための表記であり、点数評価は行わない。2.【類似業務実績】において点数評価を行うので、1.で記入した物件をもう一度記入可能と考えてよろしいでしょうか。	様式5の1.【参加資格要件】は、参加要件を満たすかを確認するために利用し、点数評価は行いません。そのため、2.【類似業務実績】に1と同じ物件を重複して記載することが可能です。 なお、【参加資格要件】について、個別判断となる博物館に係る実績を記載する場合、枠を追加して複数の博物館に係る実績を記載することを認めます。また、契約書の写しの他に、あれば確認申請書の写し（建物名称・所在地等の物件が特定できる情報と用途・用途コードがわかる部分は必須）を添付ください。
A-23	実施要領 別表 評価基準 様式5	12	2.	実施要領 別表 評価基準により、【類似業務実績】は満点25点以上の加点はしないと有りますが、他にも該当する実績がある場合、25点以上の点数評価にならなくても記入してよろしいでしょうか。またその場合必要に応じ3枠以上に増やしてもよろしいでしょうか。	結構です。 なお、個別判断となる博物館に係る実績を記載する場合、契約書の写しの他に、あれば確認申請書の写し（建物名称・所在地等の物件が特定できる情報と用途・用途コードがわかる部分は必須）を添付ください。
A-24	様式6、様式7	13,14	実績 記入	様式7の同種・類似業務の担当履行実績は類似業務の担当履行実績と読み替えるとして、様式6・7の類似業務の実績記入は、様式5の実績記入と同じく満点10点以上は加点しないと思われませんが、他にも該当する実績がある場合、10点以上の点数評価にならなくても記入してよろしいでしょうか。またその場合必要に応じ2枠以上に増やしてもよろしいでしょうか。	結構です。

No	資料名	頁	項番号	質問内容	回答
A-25	プロポーザル 様式集	12	(様式5) 1. 2.	業務名欄に建物名と基本設計、実施設計、業務内容欄に、図書館、博物館、公民館、複合用途公共建築物、延べ床面積、を記載すると考えてよろしいでしょうか。	結構です。
A-26	プロポーザル 様式集	13,14	(様式6,7)	業務名欄に建物名と基本設計、実施設計、担当業務内容欄に、図書館、博物館、公民館、複合用途公共建築物、延べ床面積、監理技術者、主任技術者等を記載すると考えてよろしいでしょうか。	結構です。
A-27	実施要領 別表 評価基準	0	(1)	業務実績（計60点）となっていますが、表中に受賞歴に対する点数がありません。受賞に対する評価は無いと考えてよろしいでしょうか。	評価基準（1）業務実績（計60点）では受賞歴に対する評価はいたしません。
A-28	様式6、7			様式6、7に記載する受賞歴に関しまして、日本建築学会（作品選奨）や日本建築家協会（東北建築大賞）等は評価対象にはならないでしょうか。	上記回答（A-27）を確認ください。
A-29	様式集	13、14	様式6、7	受賞歴を記入する欄がありますが、評価項目ではない（配点には無関係）と考えて宜しいでしょうか、ご教示ください。	上記回答（A-27）を確認ください。
A-30	様式集	20	様式13	枠の大きさ(寸法)は自由と考えて宜しいでしょうか、ご教示ください。	ご理解の通りです。
A-31	実施要領【別表】評価基準			④展示・収蔵方針に係る提案が求められていますが、これらの詳細は別途発注予定の内装設計者との協働となるため、本提案で求められるのは展示や収蔵に関するコンセプトやアイデアであり、詳細の展示計画ではないとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解の通りです。
A-32	特記仕様書	4	1 (1)	別途発注予定の内装設計について、具体的な設計の範囲及び区分を教えてください。	補足資料B10を参照してください。
A-33	特記仕様書	5	IIの1	「内装計画・設計者選定に係る支援業務」とあるが、本業務にJVとして参加した場合、別途発注予定の内装設計業務の事業に参加は可能か。	内装設計者選定時の公平性を考慮し、不可とします。

No	資料名	頁	項番号	質問内容	回答
A-34	特記仕様書	1	5 (2)	c.耐震安全性の分類の記載がございませんが、今後の協議により決定するということによろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
A-35	特記仕様書	5	1(2)	仮使用認定申請はどのような状況を想定されてますか、ご教示ください。	仮使用認定申請は想定していないため、仕様外としています。 (特記仕様書 p1   業務概要 4.適用をご確認ください。)
A-36	特記仕様書	5	1(2)	Z E B 検討及び承認取得支援業務とありますが、Z E B のランクをご教示ください。	本町からのZEBランク指定はありません。環境配慮への高い意識を持った上で、実現性を勘案した提案をお願いします。
A-37	特記仕様書	5	1.(2)	「資料情報基本計画策定業務」とはどのような内容を意図していますか。	複合施設全体の利用者サービスを中心とし、運営（資料管理、事務等）・管理業務をデジタル等の手段を用いて魅力・利便性・効率性を向上するための計画策定業務を想定しています。 具体的には、計画の形としては小千谷市図書館等複合施設情報環境基本計画・説明書、検討内容としては文部科学省による図書館実践事例集の中で、デジタル環境を活かした取組等のような内容を想定しています。  <a href="https://www.city.ojiya.niigata.jp/uploaded/attachment/28983.pdf">https://www.city.ojiya.niigata.jp/uploaded/attachment/28983.pdf</a> <a href="https://www.mext.go.jp/a_menu/shougai/toshou/jirei/">https://www.mext.go.jp/a_menu/shougai/toshou/jirei/</a>
A-38	特記仕様書 実施要領【別表】評価基準	1	5 (3)	予定工事費は契約後提示とありますが、特定テーマ⑤環境への配慮とゼロカーボンに係る提案⑥建設コスト管理・抑制に係る提案を行ううえで必要な情報であると考えます。 おおよその予定工事費をご提示ください。	予定工事費は開示できません。
A-39	プロポーザル実施要領	3	2 (4)	施設規模について、工事費予算をご教示ください。	工事費予算は開示できません。